

## ○船橋市幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準

### 第1 趣旨

この審査基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項の設置認可に際して必要な基準について、船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定によりその例によることとされる、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「命令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、幼保連携型認定こども園の設置認可等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

### 第2 幼保連携型認定こども園の必要性等

#### 1 必要性

幼保連携型認定こども園の設置については、その位置及び定員が船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に適合することを基本としつつ、個別の地域の需要や周辺地域の待機状況などから、設置の必要性があると市が判断するものであること。

#### 2 定員

幼保連携型認定こども園の定員は、事業計画のほか、その位置する地域の就学前児童数、保育所入所待機児童数を考慮して設定すること。

また、条例、命令及びこの審査基準に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守の上、年齢別の定員を設定すること。

### 第3 幼保連携型認定こども園に供する土地・建物および施設の設備・構造等

#### 1 土地・建物の貸与

幼保連携型認定こども園の設置に直接必要な土地及び建物は、原則として、幼保連携型認定こども園を設置し運営する者（以下「設置者」という。）がその所有権を有していること。ただし、学校法人が設置する幼保連携型認定こども園については、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成19年3月28日18文科高第756号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局私学部長連名通知）に準じた取扱いとし、社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・

社会・援護局長連名通知) に準じた取扱いとすること。

## 2 土地

幼保連携型認定こども園を設置する土地は、原則として、公道に接道し、当該公道に出ることができる二方向の避難路が確保されていること。

## 3 建物

幼保連携型認定こども園に供する建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)その他関連法令に適合し、建築基準法第7条第5項の検査済証の交付を受けていること。

また、原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること。ただし、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月26日国土交通省告示第184号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではない場合( $I_s$ 値が0.6以上又は上部構造評点が1.0以上であることをいう)は、この限りでない。

## 4 施設の構造、設備等

幼保連携型認定こども園の施設の構造、設備等は、建築基準法、消防法等関係法令に定めるところに従うほか、換気、採光等については文部科学大臣が定める幼保連携型認定こども園環境衛生基準に照らし、その設置する幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるもののほか別表に定める要件を満たすこと。

# 第4 職員

## 1 園長

幼保連携型認定こども園の長(以下「園長」という。)は、法第26条で準用する学校教育法(昭和22年法律第22号)第9条各号に該当しないこと。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「法施行規則」という。)第12条に規定する園長の資格を備えること。ただし、その人格や教育、保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案し、幼稚園の園長、保育所の長、又は認定こども園(法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修会等を受講し、園長となるための識見を身につけた者などで、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合は、設置者は、法施行規則第12条の規定にかかわらず、園長として任命し、又は採用することができるものとする。

## 2 保育教諭

命令第5条第3項に定める職員は、法第26条で準用する学校教育法第9条各号に該当しないこととする。またその人数は、常勤の保育教諭によって満たすことを基本とし、その算定方法は、年齢別に園児の数を条例第6条第3項に定める員数で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して求めるものとする。

なお、命令附則第5条及び第7条に規定する市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者については、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者で、別表2に掲げる要件を満たすこと
- (2) 家庭的保育者
- (3) 子育て支援員研修の地域保育コースのうち地域型保育に分類される研修を修了した者
- (4) 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

## 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

幼保連携型認定こども園には、法第27条で準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱すること。なお、任命又は委嘱は書面により行うこと。

## 第5 運営

### 1 教育及び保育の内容

法第10条第1項の規定に基づく、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を遵守し、教育及び保育全体計画を作成すること。

### 2 危険等発生時対処要領の作成

幼保連携型認定こども園においては、法第27条で準用する学校保健安全法第29条の規定に基づき、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の実情に応じて、危険等発生時において当該幼保連携型認定こども園の職員がとるべき処置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成すること。

### 3 保健衛生

幼保連携型認定こども園において調理又は調乳を担当する職員は、定期的

な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理若しくは調乳業務に従事させること。

#### 4 保健衛生および食事の提供に関する指導等

保健衛生および食事の提供については、大規模食中毒対策等について（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、船橋市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

#### 第6 施設型給付費の額の算定に係る基準

幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、第4及び第5に掲げる要件を満たすほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）において必要とされる要件を満たすこと。

##### 附 則

###### （施行期日）

- 1 この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。

##### 附 則

###### （施行期日）

- 1 この審査基準は、平成27年12月1日から施行する。

##### 附 則

###### （施行期日）

- 1 この審査基準は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

##### 附 則

###### （施行期日）

- 1 この審査基準は、平成30年4月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 この審査基準は、令和2年1月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この審査基準は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1 幼保連携型認定こども園の構造、設備等の基準

区 分	要 件
1 乳児室又はほふく室	(1) 同一の室を区画して乳児室及びほふく室を設ける場合には、乳児の安全に配慮すること。 (2) 条例第6条第1号及び条例附則第4項第1号で定める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 (3) 固定式・大型の家具、床面から140cm未満の高さの吊戸棚等については床面積から控除すること。
2 調乳室又は調乳設備	乳児用の設備として、調乳の設備を調理室とは別に設けること。独立の室が望ましいが、乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
3 沐浴室又は沐浴設備	乳児用の設備として、沐浴の設備を設けること。2歳未満児用の便所、乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
4 洗濯室	(1) 独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。 また、当該スペースには児童の侵入防止策を講じること。 (2) 洗濯機についてはドラム式を避けるなど、安全に配慮したものとすること。
5 乳児用便所 (2歳未満児用の便所)	(1) 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えること。 (2) 便器の数の目安は、1歳以上児20人につき、おおむね1個以上とする。 (3) 汚物処理設備を設置することとし、感染症防止の観点から蓋を設けること。
6 幼児用便所 (2歳以上児用の便所)	(1) 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えること。 (2) 便器の数の目安は、2歳以上児10人につき、おおむね1個とする。 (3) 3歳以上児用の便器の間には仕切りを設けること。
7 保育室・遊戯室	(1) 遊戯室は独立して設置すること。 ただし、可動式間仕切り等で区画した複数の保育室を一体利用することにより遊戯室の役割を果たす場合は、保育室との兼用も可とする。なお、その場合は2歳以上の園児が一同に集まって行事を行うことが可能な広さとすること。 (2) 条例第6条第2号及び条例附則第4項第2号で定

	<p>める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。</p> <p>(3) 固定式・大型の家具、床面から140cm未満の高さの吊戸棚等については床面積から控除すること。</p>
8 保健室	<p>静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、職員室との兼用でも可とする。</p>
9 職員室	<p>幼保連携型認定こども園に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、職員室を設置すること。</p>
10 職員用・調理員用休憩室	<p>職員及び調理員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。なお、独立の室を設けることが困難な場合は、事務室や更衣室等に、休憩可能なスペースを確保すること。また、感染症予防の観点から、原則として調理員用は別に設置するよう努めること。</p>
11 職員・調理員用便所	<p>職員専用の便所を設置すること。場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とするが、大人用の便器を設置すること。ただし、調理員用は、原則として別に設置することとし、ドアノブからの汚染を防止する観点から、便所内に手洗い設備を設置するよう努めるとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないよう、配置について考慮すること。</p>
12 調理室	<p>定員分の給食を供給するために十分な広さを確保するとともに、複数のシンクを設置するなど、必要な調理設備を設けること。</p> <p>また、調理室内の出入り口付近に調理業務に使用するシンクとは別に手洗い設備を設置すること。</p>
13 調理作業場前室	<p>調理員が便所から直接に調理作業場（調理室、食品保管庫及び検収室）に入ることがないように、壁で区画された室を設け、手洗い設備を設けること。ただし、調理員用休憩室等がその役割を果たせるときは、独立して設ける必要はない。</p>
14 保存食保管庫	<p>検食用の保存食をマイナス20度以下で2週間以上保存できる設備を設置すること。</p>
15 食品保管庫	<p>食料の備蓄及び原材料の保管を行うためのものであり、原材料の汚染を非汚染作業区域（調理室）に持ち込まない場所に設けること。</p>
16 下処理室	<p>原材料の納入に際して下処理が必要な場合は、原材料の汚染を非汚染作業区域（調理室）に持ち込まないようにするため設置すること。</p> <p>ただし、境界にテープを張る、床の色を変える等に</p>

	<p>より明確に区分が可能な場合には、非汚染作業区域（調理室）内の一部を区画して設けても可とする。</p> <p>なお、下処理室を非汚染作業区域（調理室）から独立した室として設ける場合は、下処理用のシンクとは別に手洗い設備を設けること。</p>
17 食材の搬入口及び検収場所	<p>食材の搬入口及び検収場所は、原則として専用の出入口を設けることとし、検収場所は調理作業場内かつ非汚染作業区域（調理室）外に設置すること。</p>
18 倉庫又は資料室	<p>幼保連携型認定こども園の運営に必要な用具及び資料を適正に保管するためのスペースを確保すること。</p>
19 収納スペース	<p>収納スペースが不十分だと安全面及び衛生面において悪影響が出ること並びに収納家具を置くと保育室の有効面積が減少してしまうことから、午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを確保すること。</p>
20 階段（常用・避難用）	<p>踏面、蹴上、手すり、踊場等が避難の際に乳幼児の安全を確保し得るよう設けること。</p> <p>(1)踏面 30cm以上（ただし、園児の安全上特に必要と認める場合には、26cm以上とする。）</p> <p>(2)蹴上 16cm以下</p> <p>(3)手すり 大人用と子供用の2本設けること</p> <p>(4)踊場 回り段を設けないこと</p>
21 園庭の設置・面積（屋上の取扱いについて）	<p>園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積を算入できるものとする。</p> <p>ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場として相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積参加ができない屋上の実際の利用を妨げるものではない。</p> <p>①耐火建築物であること</p> <p>②幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること</p> <p>③園児の利用しやすい場所に便所、水飲み場等を設けること</p> <p>④防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）</p> <p>⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結び付けて</p>



	<p>自ら多様な遊びが展開できるよう園児自らの意志で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る）と行き来できると認められていること</p> <p>なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合は、移行特例として当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について算入することができるものとする。</p>
2.2 送迎者用駐車場及び駐輪場	送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じ必要な数を設置すること。
2.3 設備全般に関する安全対策	<p>施設・設備の安全性を確保するために、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育室等の出入口、児童用便所、ベビーゲートなど、児童が通常出入りする戸、扉等に、必要に応じて指詰め防止を施すこと。</li> <li>(2) 幼保連携型認定こども園の出入口は施錠を行い、必要に応じモニターやオートロックを設置するなどして、不審者の侵入防止や児童の飛出し防止に努めること。</li> <li>(3) 保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む）、プロジェクターや鏡等について、落下防止策や飛散防止策を講じること。また、棚、ロッカー等の備品、棚上のもの、吊戸棚については転倒防止策や落下防止策を講じること。</li> <li>(4) ガラスを用いた窓や扉等については、柵等の設置やシールを貼るなどして、児童の衝突防止を図ること。</li> <li>(5) 保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚や突起物等について、児童の怪我を防止するため、面取り等を施し安全性に配慮すること。</li> <li>(6) コンセントについては、児童の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッター付きのものにすることなどにより、安全性に配慮すること。</li> <li>(7) 保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入るスペースについて、死角が生じないようにするなど、</li> </ol>

	<p>設計上及び設備上配慮すること。</p> <p>(8) 保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、園庭、屋上等で児童が転落や落下する危険性がある場所について、柵を設ける等、児童の転落・落下防止を図ること。</p> <p>(9) 園庭に設置する遊具や設備については、児童の安全に配慮したものとする。</p> <p>(10) 児童が通常出入りしない事務室、倉庫、収納スペース等の場所については、児童が誤って立ち入ることのないよう、手の届かない位置に鍵を設置する等の対応をとること。</p> <p>(11) 人権への配慮や防犯等の観点から、道路に面している窓ガラスに目隠し用のフィルムを貼付する等、外部から幼保連携型認定こども園が容易に覗けないよう対応を図ること。</p>
--	---

別表2 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者の要件

次の各号に掲げる施設において、常勤で1年以上従事した者又は非常勤で、1日6時間、月20日以上に従事に相当する勤務経験（通算1440時間以上の勤務をいう。）を有する者とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 幼稚園
- (4) 小規模保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 船橋市認証保育所
- (7) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）